

記入例

COMETサービス会員申込書

当社は、OC-COMETサービス会員規約に従い、次のとおりOC-COMETに申込みます。

フリガナ	カブシキガイシャオークジョウハウシステム			印
法人名	株式会社オーク情報システム			
申込責任者	フリガナ	ジョウハウタロウ	会社の社判を捺印して下さい。	役職
	氏名	情報 太郎		部長
フリガナ	〒131-0034			
住所	東京都墨田区堤通 1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー 13F			
TEL	(03) 5247 - 3201	FAX	(03) 5247 - 3276	

請求書送付先 (□申込責任者と同じ場合はチェックして下さい)

請求担当者	フリガナ	ジョウハウジロウ	所属部署名	役職
	氏名	情報 次郎	経理部	課長
フリガナ	〒131-0034			
住所	東京都墨田区堤通 1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー 13F			
TEL	(03) 5247 -			- 3276

ユーザID申込リスト (ユーザID)

1	フリガナ	ジョウハウサブロウ	所属部署名	営業部
	使用責任者	情報 三郎	役職	課長
	メールアドレス	youhousaburou@oakis.co.jp	大林組支店名※1	東京
	住所	東京都墨田区堤通 1-19-9	取引先コード※2	0 0 0 0
	TEL	(03) 5247 - 3201	FAX	(03) 5247 - 3276
2	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者	必ずご記入ください。 ご不明な場合は大林組の工事事務所へお問い合わせ下さい。	役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	取引先コード※2		
TEL	() -	FAX	() -	
3	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	
TEL	() -	FAX	() -	

4件以上のお申込みは、同じ用紙をご使用ください。

※1 東京・大阪・名古屋・九州・東北・横浜・札幌・広島・四国・神戸・北陸のいずれか

※2 大林組から発行されたコード

(弊社使用欄)

受付		WEB	
マスター登録		備考	
会員No.			

送付先・問合せ先：株式会社オーク情報システム
 コールセンターサービス部
 〒131-0034 東京都墨田区堤通 1-19-9
 リバーサイド隅田セントラルタワー
 TEL 03-5247-3201 FAX 03-5247-3276

OC-COMETサービス会員申込書

当社は、OC-COMETサービス会員規約に従い、次のとおりOC-COMETに申込みます。

フリガナ				印
法人名				
申込責任者	フリガナ		所属部署名	役職
	氏名			
フリガナ	〒			
住所				
TEL	()	-	FAX	() -

請求書送付先 (□申込責任者と同じ場合はチェックして下さい)

請求担当者	フリガナ		所属部署名	役職
	氏名			
フリガナ	〒			
住所				
TEL	()	-	FAX	() -

ユーザID申込リスト (ユーザID毎に基本料等の費用が発生します)

1	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	⋮ ⋮ ⋮ ⋮
	TEL	()	-	FAX () -
2	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	⋮ ⋮ ⋮ ⋮
	TEL	()	-	FAX () -
3	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	⋮ ⋮ ⋮ ⋮
	TEL	()	-	FAX () -

4件以上のお申込みは、同じ用紙をご使用ください。

※1 東京・大阪・名古屋・九州・東北・横浜・札幌・広島・四国・神戸・北陸のいずれか

※2 大林組から発行されたコード

(弊社使用欄)

受付		WEB	
マスター登録		備考	
会員No.			

送付先・問合せ先：株式会社オーク情報システム
コールセンターサービス部

〒131-0034 東京都墨田区堤通1-19-9

リバーサイド隅田セントラルタワー

TEL 03-5247-3201 FAX 03-5247-3276

OC-COMET サービス会員規約

株式会社大林組（以下「乙」という）と株式会社オーク情報システム（以下「丙」という）は、インターネットを利用して使用できる施設（以下「本施設」という）を提供してOC-COMETサービス（以下「本サービス」という）を行います。申込みいただいた会員（以下「甲」という）が「本サービス」利用することについてのOC-COMETサービス会員規約（以下「会員規約」という）は次のとおりです。

第1条 目的

甲は、丙が備えるインターネット経由で使用することができるコンピュータおよびネットワーク等の関連施設を利用して第5条に定めるサービスを使用することができる。

第2条 責任範囲

- 甲は、別途定めるサービスマニュー（以下「サービスマニュー」という）の中で利用を希望するものを丙に申込み、丙が受理したものをインターネット経由で使用することができ、使用にあたっては会員規約の各条項を遵守しなければならない。但し、サービスマニューで、OC-COMET サービス月額基本料に含まれているものは、申込みの必要はないものとする。
- 2 丙は、本サービスで使用できるコンピュータシステム、ネットワーク機器等、丙の設置するコンピュータシステムから丙のサービスプロバイダー（IIJ）までの通信回線およびサービスを提供するソフトウェアを設置する。
 - 3 丙は、前項の機器等に障害が発生したときは、これを修理する。
 - 4 丙は、コンピュータシステムおよびネットワーク等の関連機器等について運用を担当する。
 - 5 丙は、第5条の本サービスの申込・問合せ等の窓口対応、契約・登録手続き処理、甲のサービスマニューの会費（以下「会費」という）の請求・集金を行なう。

第3条 会員

- 会員申込者は丙が定める所定の登録手続きを行い、丙が承諾した時点で会員となることができ、丙は、承諾後すみやかに甲に会員証を送付しなければならない。
- 2 甲は1名以上の利用者を有することができるものとする。

第4条 変更の届出

甲は、申込書に記載した事項について、変更があった場合はすみやかにその内容を丙が定める所定の方法により丙に届出なければならない。

第5条 本サービス

甲はサービスマニューのサービスを使用して、乙、丙または他の会員に提供するために、電子データを置くことなど「本施設」を使用することができる。

第6条 サービスマニュー

- 丙は、サービスマニューを随時変更することができる。
- 2 サービスマニューの中には甲が無償で使用できるものと、有償で使用できるものがあり、有償のものはサービスマニューの中で料金が示されている。
 - 3 サービスマニューの各サービスの中には甲が事前に申込みをしなければ使用できないものも含まれる。
 - 4 丙は会費の変更をすることができ、会費を変更する場合は、原則として2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。但し、新規に追加するサービスについて当初の会費を設定する場合はこのかぎりではない。

第7条 サービス利用時間

本サービスのサービス利用時間は、原則として、年365日（閏年は366日）毎日24時間とする。

但し、以下の時間帯は除く。

- 1 第20条による利用中止期間
- 2 機器や通信設備の故障などによるサービス不能状態の期間および修理対応期間（但し、修理対応は、日曜日、祝祭日、乙の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休みなど）及び、年末年始の12月29日から1月3日を除く、月曜日から金曜日の9:00～20:00に行う。）

第8条 受付窓口および、問合わせサポート時間

本サービスの受付窓口時間は、8:30~17:00、問合わせサポート時間は、8:30~18:00 とする。

但し、日曜日、祝祭日、乙の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休みなど）及び、年末年始の12月29日から1月3日を除く。

第9条 料金

甲は本サービスを使うに当たり入会金と会費を払うものとし、その料金はOC-COMET サービスメニュー（料金表）に別途定めるものとする。

2 丙は甲が乙の現場の登録を受けているか否か2月20日と8月20日の次の営業日に行いその結果を料金に適用する。

第10条 会費の請求

丙は、前月21日から当月の20日までの会費を毎月20日（以下「締め日」という）に締めて甲に請求し、甲は丙の請求日の翌月末迄に丙に支払う。

2 月額基本料等の定額で定める会費（以下「定額会費」という）は、21日から翌月20日までの1ヶ月の期間に対応する会費とし、前項に準じた請求方法とする。なお、会員となった最初の定額会費は、会員になって最初に到来する期間分（21日から翌月20日）から請求されるものとする。

3 定額会費の支払については、原則として6ヶ月毎の会費を前払いするものとする。但し料金の請求日は別途定める。

第11条 会費の支払い

甲は、丙が定めた会費、および関連諸税を、丙の定める支払い手続きにより支払わなければならない。但し、送金費用は甲の負担とする。

第12条 会費の払い戻し

丙は、甲より退会の申し出があった場合は、甲より支払われた料金を申し出のあった時点の締め日の次の営業月以降の会費を払い戻すものとする。

2 甲の退会の申し出が、丙から次回の請求まで無い場合は、払い込まれた料金の払い戻しはしないものとする。

第13条 延滞利息

甲が請求された会費について支払期日を経過して支払った場合、丙は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、延滞利息として年率14.5%で計算した金額を甲に請求できるものとする。

第14条 ユーザIDおよびパスワード

甲は、丙が会員登録を終了したことを通知した後、随時OC-COMET サービス利用のためのユーザIDおよびパスワードの取得申込をすることができる。但し、甲は取得に当たり1件ごとに乙の定める費用を負担する。

2 1ユーザIDで、甲の責任管理下にある複数のユーザが同時に利用できるものとする。

3 ユーザIDおよびパスワードは甲の自らの責任で管理し、自らの責任で不正使用等への対策を行うこととし、ユーザIDによる使用の結果すべては、そのユーザIDを所有する甲の責任となるものとする。

4 甲は、随時ユーザIDの追加・削除を申請することができる。

5 ユーザIDおよびパスワードの利用法・規則については、本サービスの運用上変更する場合がある。

6 甲は、甲自身のパスワードを丙に問合せる場合、丙に対し自らが真正なる当事者であることを証明しなければならない。但し、丙は丙の判断でこれを拒否することができるものとする。

第15条 データの管理

甲が本施設や甲の施設に作成したデータやプログラム、および甲のために送信されたものなどはバックアップを作成するなど甲自らの責任で管理しなければならない。いかなる場合においても乙および丙はその一切責任を負わないものとする。

第16条 権利の譲渡

甲は、会員規約のいかなる権利も譲渡をすることができない。

第17条 機密の保持

甲と乙と丙は、事前に相手方の承諾を得ずに、会員規約に関連して知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

2 甲は本施設や乙または丙の著作物を本サービスの利用の目的以外に利用してはならない。

3 甲または乙または丙が本条第1項、第2項に違背したときは、違背当事者は相手方に対し損害賠償の責任を負うものとする。

4 前各項の規定は会員規約の解除後も効力を有するものとする。

第18条 契約の解除

甲と丙とは、甲または丙が次の各号の一つに該当する事由があるとき、ただちに会員規約の全部または一部を解約することができるものとする。この時、支払済みの未経過分の定額会費は精算するものとする。

- (1) 会員規約に定める条項に違反した場合。
- (2) 会員規約を継続することができない重大な背信行為があった場合。
- (3) 甲丙間で解約合意がなされた場合。
- (4) その他、丙が、甲が会員として不適当な行為を行ったと判断した場合。

第19条 (暴力団等排除)

甲及び丙（甲及び丙の経営幹部及び再委託業者等を含む。以下本条第2項において同じ。）は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）ではなく、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲及び丙は、相手方が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めるときは、何らの催告を要せずに会員規約の全部または一部を解約することができる。この時、支払済みの未経過分の定額会費は精算するものとする。
 - (1) ①暴力団等反社会的勢力である、又は②暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき
 - (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき
 - (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 暴力団等反社会的勢力と、何らかの関係を有しているとき
 - (5) 相手方又は第三者に対して暴力的又は威圧的な違法行為を行ったとき
 - (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき
- 3 甲及び丙は、本条第2項に基づき会員規約の全部または一部を解約したことにより解除した側に損害が発生した場合は、解除された側に対しその損害の賠償を請求することができる。

第20条 利用の中止

丙は、次の項目に該当する場合、本サービスを中止することができる。

- (1) 本施設の保守または変更のためやむを得ない場合。
 - (2) 通信障害など本サービスの継続に支障があると判断した場合。
 - (3) 天災、地震その他不可抗力により丙の責に帰すことが出来ない事由による場合。
- 2 丙は、前項の本サービスを中止する場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第21条 利用の停止

丙は、甲が次の項目に該当する場合、甲への本サービスの利用を停止することができる。

- (1) 会員規約に定める条項に違反した場合。
 - (2) 会員規約を継続することができない重大な背信行為があった場合。
 - (3) 甲が丙の料金請求期日までに料金を支払わなかった場合。
 - (4) その他、丙が、甲が会員として不適当な行為を行ったと判断した場合。
- 2 丙は、前項の本サービスを停止する場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第22条 損害賠償

天災、地震その他不可抗力により本サービスを提供することが出来ない場合、乙および丙は一切その責任を負わないものとする。

- 2 日曜日、祝祭日、乙の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休みなど）及び、年末年始の12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日の間で、乙または丙の責任により甲が本サービスを利用できなくなった場合は、甲は、丙の確認を得ることを条件に、その利用できなかった時間が24時間を超えた場合は24時間を1日（24時間未満の端数は切り捨て）として、1日あたり定額会費の30分の1を乗じた金額を丙に請求できるものとする。
- 3 甲が本サービスの利用において、他の会員や第三者から何らかの損害賠償を請求されたり、訴訟を起こされた場合は甲は自らの責任と費用により解決するものとし、乙及び丙は一切の責任を負わないものとする。
- 4 その他、甲が本サービスと本施設を使用することにより被る損害について、著作権に関するものを除き、乙および丙は一切の責任を負わないものとする。

第23条 管轄裁判所

会員規約及び会員規約に関する取引の権利義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第24条 協議

会員規約に関し疑義が生じたとき、及び、定めなき事項については、信義誠実の原則に従って協議のうえ解決するものとする。

サービスメニュー(料金表)

2008年4月17日

2016年9月14日:改定

サービス項目	料金(税別)	備考
●入会金	15,000円/会社毎	・初回のみ ・退会後に再入会した場合も入会金が必要です。
●会費 (月額ユーザID使用料)	3,000円/月・ユーザID	・契約する大林組の管轄支店毎に1ID以上の登録が必要です。 但し、1ユーザIDで複数の方の利用が可能です。 ・前月21日から当月20日までを当月とします。 ・請求支払いは、年2回(5月、11月)です。 いづれも上期(4月～9月)、下期(10月～3月)の前払いとなります。 但し、途中退会された場合は、月額清算いたします。
【特別使用料】	2,000円/月・ユーザID	※以下に該当した場合 ①入会した半期の月額使用料 ②判定時に工事事務所登録がされていない次の半期(規約第9条) ③3ユーザID以上の登録がある場合(会社単位)
【特別優遇措置】	1ユーザIDに限り、 使用料を免除	※以下に該当した場合 ①東京本店(もしくは横浜支店)管轄でIDを持ち、横浜支店(もしくは東京本店)管轄でIDを取得する場合 ②大阪本店(もしくは神戸支店)管轄でIDを持ち、神戸支店(もしくは大阪本店)管轄でIDを取得する場合 ※大林組組織再編に伴う特別優遇措置に拠る。 (2013年10月より適用)
●利用支援サービス	当面無料	・TELやFAX、メールによるサポート
●出張支援サービス	20,000円/半日(3h) 40,000円/日(6h)	・移動時間含む。 ・交通費(往復)は別途実費請求。 ・遠距離、宿泊が必要な場合は、別途相談。
●開示情報	無料	・人事速報、安全ニュース、災害速報、工事事務所 [※] 一覧 等 (※店別対応、大阪本店は未対応)
●書類関連 (書式・ひな形)	無料	・仮設詳細図例集、CO2排出量調査、個別契約約款・工事契約細目、車両購入情報関連、安全ファイル、外国人労働者現場受入関連 等
●システム関連	無料	・システム利用に関するご案内 見積システム、作業日報システム、グリーンサイト、他